

第3章 グローバル時代における言語教育の公共性

第2章で概観したCEFRでは、アイデンティティに関する言及が驚くほど少ないことに気づく。ザラト(2007)がいうように、ヨーロッパが古代から同一性(アイデンティティ)を共有しているのが自明のことだからなのか。それとも、言語ヘゲモニーを継起しかねない個別のアイデンティティへの言及が統合の妨げになることを恐れたからであろうか。どちらも頷けるが、筆者は、第3の理由を挙げたい。すなわち、各々が共有していると「想像」するアイデンティティから虚像を捨象し、そのうえで新たに共有すべきアイデンティティを「創造」することが、CEという新たな「公共圏」におけるコンセンサスとされたからではないか、ということである。しかも、その起動力となるシステムが、多言語状況のヨーロッパにおける＜統合的なユニバーサリティ＞ではなく、＜横断的・複合的なユニバーサリティ＞を創造することであったとすれば、この推論には合理性があろう。なお、公共圏とは、公共性が成員により共約され、それが成員に裨益する範囲であり、この場合は、ヨーロッパ全体に当たる。その1つの起動システムであるCEFRを適宜「参照」しつつ、本章では、日本語教育を含む＜グローバル時代の言語教育の公共性＞がもつ意味と課題について論述する。すでに序章で定義したように、公共性(公共圏)についての概念自体が、やはりヨーロッパに端を発していることから、CEFRが構築された文脈との対比で、＜日本語教育の公共性＞を論じることは、妥当なことであると考えられる。この際、筆者は、アレントとハーバーマスによる論考に多くを依拠し、前者からは、いわば「理念として」の公共性を、後者からは、いわば「史学として」の公共性を認識させられ、その総合として＜グローバル時代における言語教育の公共性＞を論じるところである。

1. 「グローバル化」以前の公共性

1.1 歴史的概観 —「家族」と「ポリス」—

公共性あるいは公共圏という概念について、アレント(1994)は、その原点を古代ギリシアの「ポリス」(polis)と、「家族」という「親密圏」との相関に見定めている。家族という自然共同体と、政治的共同体であるポリスとを対照し、家族による「私的領域」に対して、ポリスに「公的領域」を認め、公共性と公共圏は、自ずと後者から抽象されていたとする。いわく、「家族という自然共同体は必要〔必然〕から生まれたのであり、その中で行われるすべての行動は、必然〔必要〕によって支配される。これに反して、ポリスの領域は自由の領域であった。そしてこの二つの領域の間になにか関係があるとすれば、当然それは、家族内における生命の必然〔必要〕を克服することがポリスの自由のための条件である、という関係になる」(前掲書：51)と定義した。〔傍点は筆者〕アレントのいう「人間の条件」のうちの「活動」は、この私的領域に属する者が「社会」という公的領域との関係をもつことによって意味をもつのであり、また社会はその活動によって意味をもつという不可分の相関を説いている。「活動だけが人間の排他的な特権であり、野獣も神も活動の能力をもた

ない」（前掲書：44）という断定は強烈である。しかし、それは必ずしも相互回帰（循環）の関係ではなく、活動を通じて政治化・社会化する人間の「本性」（*home est naturaliter politicus, id est, socialis*）からして、私的領域における「家長」の権力が、政治共同体（ポリス）によって模倣され、強化されたというに過ぎない。（前掲書：44）しかし、ポリスが優れていたところは、そこでの生活（活動）が力と暴力によらず、言葉と説得によって決定されたことであるとされ（前掲書：47）、いわゆる「弁論術」の発達と無縁でないことを窺わせる。この弁論術こそ、公共性が形成されたり、再評価されたりする過程に見られる「公論」のアリーナを沸騰させるものにほかならない。ただし、家族（家長）を真似たポリスが、家族そのものとは完全に区別されていた点は、そこではすべての成員に「平等」が約束されていたことである。（前掲書：53）したがって、政治共同体であるポリスを動かすのは、必ずしも家族ではなく、その中間には「社会」があり、政治そのものは、この社会との間で行われていた。この点は、後述するように、ハーバーマス（2007）が指摘する近世ヨーロッパにおける＜家族 ⇒ 公衆・社会 ⇒ 国家＞という相関と、ほとんど変わらない。

1.2 私的領域と公的領域

やがて、私的領域における人々の活動が、その集合体である「公衆」あるいは「社会」を形成していくが、それはけっして一様でも、普遍的なものでもない。私的領域は、ヨーロッパの文脈においては、ポリス以降も、生存の最小単位として綿々つつないでいかれたものの、公衆や社会に象徴される公的領域は、必ずしも順調に発展していったわけではないのである。むしろ、後者は近代までは、＜支配：被支配＞という絶対的二項関係によって意味づけられており、その成員（被支配層）の間に平等が保障されるようなことはなかった。ようやく中世（12世紀）になり、「特殊に中性的な職業組織、ギルド、同業組合（*confréries, compagnons*）」や、その派生である「初期の商業企業」が生まれた頃から、再び公衆・社会が顕在化、また多様化している。（アレント 1994：56）それらの小さな集団が求めるものが「共通善」であり、それがのちに“*common weal*”または“*common wealth*”（いずれも、語義どおりには、「共通」／「公共」の「幸福」／「富」という意味）という概念を経て、公共性あるいは公益へ発展していく。しかし、この時代の共通善は、依然として私的領域に留まっていた、とアレントはいう。（同前）言い換えれば、この頃の共通善は、まだ個人の手の届く範囲にあり、より日常的で現実的なものであったのだろう。Sir Thomas More (1478-1535) による“*Utopia*”が“*common weal*”や“*common wealth*”⁸¹を夢想したのは、この少しあとの時代である。（Bose 1997：viii）その夢想の“*common wealth/weal*”とは異なり、現実の“*Commonwealth*”が、やがて「国家」や「連邦」⁸²を

⁸¹ [羅] “*de optimo reipublicae statu deque nova insula utopia*” = [英] “*on the best state of a commonwealth and concerning the new island of Utopia*”

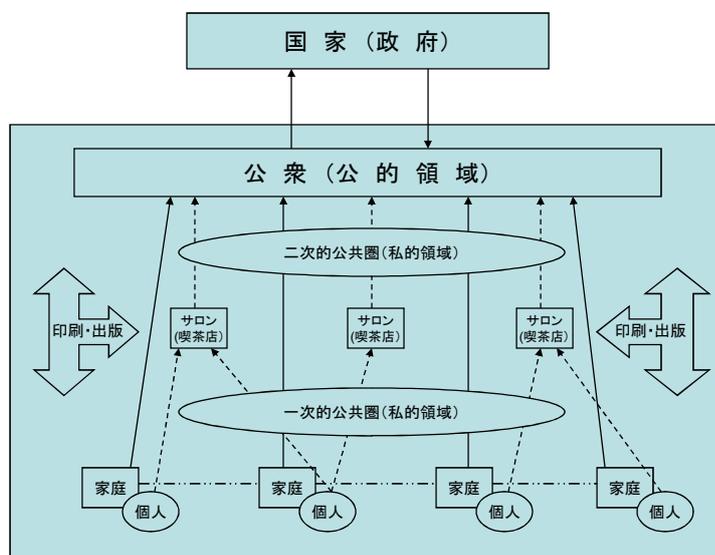
⁸² The Commonwealth of Australia（オーストラリア連邦）、the Commonwealth of

表すようになる過程が、すなわち近世から近代への歩みであったとしてよいだろう。そして、個人の富や安寧を意味した共通善が、私的領域から公的領域へ移行していった。この公共性あるいは公共圏が家族に象徴される私的領域と、社会・国家に象徴される公的領域とのインターフェースから現れた、あるいはそこで交差するとしたアレントの解釈は、ハーバーマスによっても共有されているのである。

1.3 「市民的公共圏（性）」の勃興

近代に入り、私的領域と公的領域の急接近、言い換えれば、私的領域がもはや家族という小集団に止まらず、社会的ダイナミズムによって公的領域へ自ら入り込んでくるようなパラダイムの転換が見られた。その主因は、前述のギルドや初期的企業など経済的アクターによってではなく、むしろ文化的アクターの働きによっている。アレント（1994：62）が、「一八世紀半ばから一九世紀のほとんど三分の二あたりまで、詩と音楽が驚くほど花開き、それとともに、唯一の完全に社会的な芸術形式である小説が勃興した」とするところが、それである。これは、ハーバーマス（2007：iii）が「ドイツでは、一八世紀末までに「小さいが、批判的に討議をおこなう公共圏」が形成されていた、とする点に符合していると思う。ここでハーバーマスがいう小規模ながら「討議」を行う媒体として「印刷・出版」が、またその最も端的な生産物としては「新聞」が筆頭に上げられている。むしろ、いきなりにそれらが発達したわけではなく、アレントがいう「完全に社会的な芸術形式である小説」の勃興という社会的雰囲気や変化があつてこそ、である。また、それと同時にフランスの「サロン」や、イギリスの「喫茶店」という小集団の談論の「場」が結成され、営利を目的とするのではない、趣味や志向、ときに思想や主張を共有する「市民的公共圏」が形成されている。「通人」(connaisseurs)、「啓蒙された素人」(amateurs éclairés)、「ブルジョワジー」(bourgeoisie)、そして「フリー・メーソン」(Freemason)が活動した場である。ハーバーマス（前掲書：iv）が「つぎつぎと新たに出版されるものを読む習慣を身につけた人びとが、とりわけ都市部やその他の地域の市民層のなかから、また学者の共同体の枠を越えてそれを包み込むようにして、普遍的な読書をする公衆をかたちづかった。それとともに、いわば私的領域のただなかから外部に出た、相当きめの細かい網の目をもった公共的なコミュニケーションも出現する」とするのは、きわめて端的なその時代描写である。以上の構成を要約すれば、「図 2」のようになる。むしろ、実際の私的領域および公的領域からなる公共圏は、社会の構成員の相関関係、時代状況や環境など複合的な要因が絡み、単純に図示できるものではなく、同図はあくまでも 1 つのイメージに過ぎない。また、旧来の印刷・出版の影響力を飛躍的に凌ぐインターネットに象徴される電子的印刷・出版の急速な発展が、近未来の公共圏の形成法や、その在り方にも少なからず新たな影響を及ぼすことは、必至であろう。

図2 公共圏のイメージ（私的領域／公的領域）



再び、アレントに戻れば、この市民的公共圏は、もはや家族に代表される親密圏とは異なり、「公に現れるものはすべて、万人によって見られ、聞かれ、可能な限り最も広く公示される」ために、「非私人化され、^{デプリヴァタイズ}非個人化され^{デインディヴィデュアライズ}ない限りは、不確かで、影のような類の存在にすぎない」（アレント 1994：75）という性格を帯びるようになる。また、そこでは「適切性」が求められ、不適切なものは排除されなければならない。ハーバーマス（2007：116）も、「市民的公共性は、一般公開の原則と生死をともしする。一定の集団をもともと排除した公共性は、不完全な公共性であるだけでなく、そもそも公共性ではないのである」としている。〔傍点は筆者〕この公共性と「排除」という関係は、市民的公共性の対極をなし、同じくハーバーマスが「代表的具現の公共性」（前掲書：16）とするものであり、その主体となるのは国家権力である。ここでいう国家権力とは、当時の絶対王政・封建体制にほかならず、為政者が求める公共性とは、いわば「支配層」と一部の「選良」の利益を代表具現するためのものであり、それ以外を排除する。市民的公共圏という狭い公的領域における非適切性は、国家という、より広い、しかし実際には「閉じられた」公的領域で共約される適切性によって、いとも簡単に排除することが可能なのである。そこで、ハーバーマス（前掲書：116）は、市民革命による絶対主義からの解放によって、政治が市民（公衆）の手に移ったとき、「市民的法治国家の主体として通用しうる公衆は、自分たちの圏をこの厳密な意味での公共性として理解し、彼らの反省的検討のなかで原理的には万人の帰属性を先取りしているのである」と、市民的公共性から「社会的公共性」への転換を論じている。しかし、ひとたび公共性が国民国家を形成する社会的公共性（公的領域）へと飛躍すると、「社会はどんな環境のもとでも均質化する」（アレント 1994：64）の例に漏れず、公共性もまた新しい次元へと止揚されることになる。ただし、どのように止揚されようとも、

「公共領域は個性のために保持され、人びとが、他人と取り換えることのできない真実の自分を示しうる唯一の場所」（前掲書：65）なのである。以上の歴史的概観を踏まえた齋藤（2000：6）による「公共性は、同化／排除の機制⁸³を不可欠とする共同体ではない。それは、価値の複数性を条件とし、共通の世界にそれぞれの仕方に関心をいだく人びとの間に生成する言説の空間である」というメッセージを以って、次節への導入としたい。

2. 「グローバル時代」の公共性

ハーバーマス（2007：i）に収載された同書の「一九九〇年新版への序言」は、東西冷戦構造の崩壊が、従前の公共圏（公共性）の構造転換にアクチュアリティを与えた一因であるとしている。それは、いわば今日の「グローバル時代」の幕開けと軌を一にした認識ではないだろうか。とりわけ、社会主義・共産主義諸国の崩壊が、大きな意味をもつ。なぜならば、本論文の序章でも言及したように、公共性はマルクスによっても考察されていたし、ハーバーマス（2007）の定義を借りれば、いわゆる社会主義・共産主義こそ、「自立的公衆」の集合による公共圏を作ることがその目的であった、と考えるからである。筆者のこの解釈は、ハーバーマス（2007：171）の「マルクスは、市民的公共性の内在的弁証法から、ひとつの反対モデル—その中では公共性と私生活圏の古典的關係が独得の逆転をとげる—の社会主義的帰結を得る」に依拠している。しかし、その後の社会主義・共産主義が、公共性の政治化の過程で起こった私的領域と公的領域のアンビバレントな融合によって、市民的公共性を大きく制約することとなり、その反動が自由主義・資本主義へ向かったのは、もはや歴史的事実である。そして、冷たい東西關係の氷解とともに、ヨーロッパをめぐり、世界をめぐり、温もりのある新たな公共性の必要性が意識され、構築されていくのである。

2.1 包括的現状認識

2.1.1 多極化（「クモの巣」）

グローバリゼーションがいつから始まったかという確定は、既述のとおり用語の初出はともかく、現象の観点からはほとんど問う必要のない問題である。実際、Steger（2003：20）は、その原初は有史前にあるとして12,000年も前の狩猟・採集民族の大移動にまで遡っている⁸⁴。また世界は、ある日突然変わるわけでもない。革命にしろ、戦争にしろ、その勃発に至るまでにはさまざまな経緯や推移があり、そして周到な準備もある。起こったことも、またこれからしばらく続きそうなことも、いずれも事件や現象に対する後付けの命名に過ぎないからである。とはいえ、あえて現在のグローバリゼーションの起点をどこに据えるかといえ、筆者は、まさに東西冷戦構造崩壊の兆しが観測された1980年代後半を

⁸³ メカニズムに置き換えるほうが理解しやすい。

⁸⁴ Let us begin our brief historical sketch of globalization about 12,000 years ago when small bands of hunters and gatherers reached the southern tip of South America.

一応の目安としている。その時期は、やがてその歴史的崩壊自体をもたらす一因となった「インターネット」に象徴される技術革新や、交通輸送網の広域化・高速化などが飛躍的に進んだ時期でもある。この現象から起こったこと、継起されることの特徴を一言で表せば、「多極化」にほかならない。多極化はまた、「複合化」、「重層化」そして「相互依存」の緊密化をも招来する。この場合の多極化は、固定的また定点的な意味での複数化でもあるが、むしろ国家を含む構造的なダイナミズムの流動性や横断性によるものというほうが妥当であろう。とりわけ、経済活動によって「脱国家」あるいは「超国家」という意識や現象が人々の間に生まれつつあるからである。端的に言えば、人々の生活が国の政治・経済政策に支えられているというよりは、多国籍化する企業の動向によって左右されている（切迫感がある）という現実感にほかならない。言い換えれば、もはや「国益」にも「公益」にも拘束されない多国籍企業にとっての利益は、巨大な「私益」（利潤）の総合にしか過ぎず、その結果、企業そのものが国よりも力をもつような事態がないとは断言できない観すら目撃される。2008年9月にアメリカの一企業の破綻に端を発した金融危機が、瞬く間に世界に影響を及ぼした事実は、その近未来を予測させるに十分過ぎるものだった。極論をいえば、生活を左右されるということは、生命そのものも、アダム・スミス（1723-90）のいう「見えざる手」によってではなく、狡猾で迂闊な「経済（人）の手」によって左右されかねないということである。いまや、グローバルな多極化が「クモの巣」のように張りめぐらされようとしている。インターネットでいう‘Web’との符合は、けっして偶然ではないのである。吉川（2008：353）が、「TNCs⁸⁵を含む国際的な非政府組織（INGO）は、それぞれ組織として独自の意思決定システムと制御システムをもっており、それらの組織同士はなんらかの線あるいは糸、後述⁸⁶するクモの巣の糸で結ばれるようになっている。「糸」は、特定地域にある頭と別の地域にある体を結びつける神経のようなものである。そこに出来上がった結びつきが強くなればなるほど、当然に、組織の脱国家的性質が現れることになる」とする状況描写そのものである。経済の国際的多極化は、逆説的にいえば「世界の国内化」（denationalization/localization）でもあり、従来の地政学を大きく塗り替えていく。遠からず、人々の生活様式にも脱国境・脱国家的変化をもたらし、当然のように個々のアイデンティティ、および共有していると想像する対象への影響ともなって表れることになろう。Vallejo-Gomez（2006：18.）⁸⁷が、EUのダイナミズムは「脱国家」（dénationaliser）および「脱地域」（délocalizer）により、域内の国々と人々が共有しようと

⁸⁵ Transnational Corporations のこと。

⁸⁶ 「無数の国境横断的な交流のシステムは、次第に世界の大部分がクモの巣のように張り巡らされた糸、すなわち機能的ラインで織り合わされていき、そして国境横断的な組織・団体の「活動的な有機的発展」によって、世界には「サービスと交換の複雑なネットワーク」が形成されていく。これが機能主義者によって作られた国際社会についての「クモの巣イメージ」である。」吉川（2008：356）

⁸⁷ Il faudrait en somme «dé-nationaliser» les individus et leur paradigme mental de l'autorité et du monopole du pouvoir.（個々の権威や権力に関する想念としてのパラダイムを脱国家化しなければならなくなる）

する「アイデンティティの試運転中」(l'identité en rodage) であるとするような状況を生起する。それは、いうまでもなく、公共性や公共圏の再構築を余儀なくするダイナミズムでもある。

2.1.2 公益、国益、そして国際公益

グローバリゼーションによって国境が相対化され、消されていくとすれば(福田 2005 : 83)、従来の公共圏も市民的公共性も、またその結実(目標)である公益(public interests)も、もはや自国の範囲に留まらないのは必然のことである。したがって、もともと国家と国民の間で必ずしも円満に共有できるとは限らない国益(national interests)についても、その裨益する対象が多様化すればするほど、脱国家化という矛盾の状況を呈するのは、これもまた必然であろう。従来、国益と国益のせめぎ合いが国家間における「相互安全保障」を必要とする最大の事由であったのだから、国境自体が形骸化し、守るべきものが国家そのものではなく、人間が主体となるなら、国益が「国際公益」(international public interests)へと止揚されるのは、理に適ったことである。すなわち、「国際公益という概念は、個人の利益、集団の利益、国家的利益、国民的利益の延長線上にある」(前掲書 : 6) という認識にほかならない。公益が国際公益に姿を変えても、各々の政府と国際共同体が、いわゆる「公共政策」を講じなければならないことには変わりなく、それぞれの成員やネットワークに対して、さまざまな「国際公共財」(international public goods)を提供しなければならない。それらの原型は、すでに17世紀以来、国際海洋法、郵便・通信事業、度量衡制度などに見られる。しかし、国境が物理的にも心理的にも開放されるに従い、国境を介在したままの国際制度は次第に意味をなさなくなり、やがて公共財も<外から内へ>、<内から外へ>という双方向性を帯びようになってきた。「非競合性」と「排除不能性」を特徴とする「グローバルな公共財」の必要性である。(国連開発計画 1999 : 148) この双方向性を備えた公共財は、その規模からして、「地球公共財」(global public goods, global commons)⁸⁸と名付けられたが、それは同時に「地球公共悪」(global common bads)という反対概念の認知にもつながっている。語義自体からすれば、公共性と「悪」とは対立するようだが、現実的には、たとえば公共の利便性(幸福)を追及した結果として地球規模の環境破壊を生起したことは、紛れもなく「悪」である。また、排他的な原理主義者や民族主義者の公共性がテロリズムや民族紛争を正当化することや、犯罪が国際化することも、やはり「悪」に違いない。およそ、世界規模であろうが、国内規模であろうが、その地球公共財の維持・育成・管理を妨げ、一方、地球公共悪を助長するものとして共通するものは、ほかでもない「貧困」である。そこからの解放を保障することが地球規模の安寧を実現することにつながるとして、1994年、国連開発計画(UNDP)は「人間の安全保障」を提唱した。その具体化の基礎となるのは、従来の経済指標(GNP)による状況把握ではなく、「豊かさの」の指標として、マブール・ハック(1934-98)によって考案された「人間開発係数」(Human

⁸⁸ Inge Kaul(独)と Amartya Sen (印) による。

Development Index : HDI)である。それは、「長寿」、「教育」、「1人当たりの所得」を指標としているが、必ずしも GNP と対立的ではない。セン（1999：29）によれば、GNP と同様に「荒削りな尺度」⁸⁹であるが、しかし「人間開発報告書に示されている多数の体系的な表と綿密で重要な分析に、読者の関心を釘づけにした。荒削りな指数は明瞭に語りかけ、知的な関心を引きつけた」とされている。この「人間の安全保障」という概念は、公共経済学でいうところの各国政府の国際的責務である国際公共財の提供という概念と相まって（福田 2006：7）、個々の人間生活（社会）を豊かにするための「財」としての新たな公共政策の重要性を表している。まさに、序章で述べた「文化財」および「社会資産」としての言語政策の重要性と通底するところである。

以上から、公共性、およびそれが共有される範囲である公共圏が、時代や環境、また条件によって可変的であることが分かった。したがって、公共政策を講じるにしても、必ずしも特定の指針や視点からだけでは十分でないことも、明らかである。その意味で、リトル（2004：3）が、公共政策は倫理学、経済学、政治学の分野全てに係り合いをもっているとし、とりわけ倫理学が学際的な研究の中心であり、倫理はすなわち「道徳律」とであると洞察には、説得力があるといえよう。

2.2 具体的現状認識

2.2.1 CEFR の公共性と公益

前項の公共性や公益などの視点からのグローバル時代の特徴を踏まえて、本項では、すでに第2章で概観した CEFR について、その具体的検証を行うこととする。とりわけ、CEFR がヨーロッパにおける公共財ないしは公共政策として、はたしてその必須要件である非競合性と排除不能性を備えているか、すなわち「何か」と競合してはいないか、また「何か」を排除していないか、という観点からの検証である。その際、前出のリトル（2004）がいう倫理律を中心とした学際的研究や、UNPD による HDI などとの関連性も重要であろうと思う。

まず、原（2007：121）が、「公共空間が単一言語によって形成されると考えるのは、国語・標準語による言語統一の幻想をいまだく国民国家と同様、すでに過去のものである。とはいえそれに代わるべき多言語的公共空間に関する総合的研究は、EU の模範的事例はあるものの、それが他の地域にも適応可能な普遍的モデルだとは言いきれず、今後の課題である」とする点に着目したい。〔傍点は筆者〕確かに、国民国家建設の起動力となり、またのちの牽引力となったのは、国語・標準語の創出であり、それが現在に至るまでナショナル・

⁸⁹（ハックはこう主張した。）「われわれが必要としているのは GNP と同じ程度に俗っぽい尺度だった。たった一つでいい。ただ、GNP ほど人間生活の社会的側面に無理解ではない尺度が必要だ。」（セン 1999：29）

アイデンティティの象徴的表象となっている例は、多々ある。追って第4章でその典型としてフランス語の例を挙げるが、それはけっして幻想ではなく、少数言語を周縁に追いやってでも達成し、今日も維持されている現実である。したがって、それを過去のものと断言できるのは、世界が協働・共生すべき時代を迎えたというグローバリゼーションの理念を肯定的に捉える立場からのみであり、必ずしも普遍的な現状とはいえない。事実、反グローバリゼーションの立場からすれば、依然として国語・標準語が国民国家の維持には不可欠だとする考え方がある。むしろ、多言語的公共空間のヨーロッパの枠組みで「国語・標準語による言語統一」と同じロジックは適用できないが、だからといって、EU（事実上はCEによるCEFR）の試みが普遍的モデルではない、ともいいきれない。なぜならば、CEFRの理念はもとより「言語統一」にあるのではなく、ヨーロッパを広い意味での公共空間（国際公共圏）と捉え、その中での複言語能力を奨励するいわば「制度の普遍論」であり、その能力自体に普遍的な（一定の）レベルを求めてはいないからである。その意味では、原（2007：121）の「バイリンガル、ダイグロシアという2項対立的モデルでの原理論研究がこれまでの主流だったが、むしろ3言語（以上）の社会的使用について考えることが、真の多言語社会研究になるという指向性が強まりつつある」という観察は、当を得ている。まさに、CEFRが掲げる複言語主義、複言語能力の視座には、「2項対立的モデル」ではなく、いわば「2項調和的モデル」が据えられているからである。CEFRの理念には、この点では特定の言語間における序例化を行っていないので、まったく非競合性は保たれているといえる。また、排除不能性についても、域内のすべての言語共同体と言語使用者の言語、すなわち第2章で言及したとおり、すべての«*langues vivantes*»を対象とするのであるから、理念上は保障されている。ただし、CEFRの参照自体を強制しないとすると理念から何らの罰則規定もないので、事実上の排除を防ぐ手は、実はない。とはいえ、万が一そのような事態が目撃されるとすれば、排除を意図した当事者に対しては、公共性を著しく損なう行為であるという批判が公然と沸き立つこととなり、かえって自ら不利益を託つこととなる。むしろ、その当事者自身が排除の憂き目に遭うことになりかねない。

しかし、以上のような理念の確認だけでは不十分である。CEFRにおける理念の具体化は、はたしてどのように公共性の具備を実現したのであろうか。筆者は、その1つに「意味・文法主義」（規範主義）から「概念・機能主義」へのパラダイムの転換を挙げたい。端的に言えば、前者は、固有言語のアイデンティティを守り、言語共同体の結束を強めるという観点で、内部ではそれに拠る限り非競合性も排除不能性も兼ね備えた万全の構えであろう。それを是とするファンダメンタリズムからすれば、アイデンティティよりもユニバーサリティを重視しかねない後者による、いわば「構え」（覚悟）のない構えは、排除すべきものであるに違いない。規範主義は、まさに「サロン」や「喫茶店」という限られた私的領域で共有される限定的な市民的公共性とも相通じ、実は排他的なものであり、公的領域自体を狭める性質を有している。一方、後者が促進する言語使用の機能・概念が主体と

するのは、言語使用者（学習者）の「社会的アクター」としての存在と役割なのである。したがって、その公共性の視座は当初から公的領域にあり、しかも複言語能力やそれに付随する異文化経験は、国際公共圏においてこそ社会的機能（貢献）を果たすものとみなされている。ヨーロッパが統合に向かっているとはいえ、必ずしも異文化・異言語との接触に対して、すべてのアイデンティティの門が好意的に開かれているわけでない。そのような環境や状況の中で、複言語・複文化能力⁹⁰を身につけた社会的アクターには、その仲介役が期待されるのである。ただし、社会的に要請されるにしろ、その能力自体は個々の資産であり、他者との社会的断絶（競合）のためにも、また他者の社会的参入を妨げる（排除の）ためにも供される強権を有するものではない。

もう1つのパラダイムの転換は、まさにその社会的アクターとしての能力を履歴し、表明するツール（システム）の創出である。しかも、それがすべての言語共同体において横断的に、かつ生涯にわたり共有されることとなった。すでに第2章でも概観したELP（ヨーロッパ言語ポートフォリオ）が、それに当たる。ザラト（2007：124）もそれを『『ヨーロッパ共通参照枠』を貫く原則を具体化した、政治的な教材である』としている。ただし、その政治的教材という意味は、ELPが特殊な政治性を帯びているということではなく、CEFRの理念を具体化した政策である、と解すべきだろう。第2章で引用したクラムシュ（2007：7）のいう「異文化教育には明確な政治的課題がある」とする点もこれと通底して、言い換えれば、やはりクラムシュも、CEFRが社会的アクターの介在なしには機能しないことを予見していたと見るべきである。異文化・異言語間の連携は、単に文化的・社会的連携という「牧歌的なキャンペーン」（理念）だけで実現できるものではなく、政治的課題をも調整しうる具体的な方策と力量、そして人材（アクター）が揃ってこそ可能となる。つまり、『『ポートフォリオ』は、象徴としての意義全てを凝縮したもの、すなわち、それを参照することによって、何か教育組織の権威を更新したり権威に奉仕したりするかのように感じられるツールになりえたのである。』（ザラト 2007：124）かつて、私的領域から市民的公共性が生まれ、やがてそれが公的領域に及ぶダイナミズムを生起した情報や言説（公論）のツールとなったのは、印刷・出版であり、新聞であった。特に新聞が、いまも「公器」といわれる所以である。それとのアナロジーでいえば、CEFRはヨーロッパの文化的・社会的統合の必要性を謳った公論であり、ELPはそれを実現したり、検証したりする公器にほかならないのではないだろうか。あるいは、ヨーロッパという国際公共圏において提供される国際公共財が、CEFRであり、ELPなのである。その公共財を具現しようとする個々の成員には、さしずめ「公共の人材」という称号が相応しいのであろう。

⁹⁰（社会的アクターは）「異文化経験があり、そのことに意識的である。（略）アイデンティティの複数性に応じてコミュニケーション状況を解釈する。（略）文化的・言語的複数性が顕著な状況で自分に社会的つながりを築くことが求められていると感じる時、説明・交渉・打開ストラテジーを使用する時、アイデンティティの緊張状況の中で危険を受け入れる時、仲介者だと自己認識する。」（ザラト 2007：133-134）

さらに、CEFRの導入がもたらしたものの、あるいは今後それからもたらされるであろうものの中には、いくつか注目すべき効果や期待が含まれており、それらの状況如何では、CEFRが拠って立つ公共圏や公共性の在り方にも影響を与えることが考えられる。筆者は、次の3点を特筆しておきたい。

- 1) 少数言語の「逆行的言語シフト」
- 2) 「ダイグロシア」共同体におけるアイデンティティの再構築
- 3) 「バイリンガル」の再評価

1) については、原(2007:115)が多言語社会の1つの模範的モデルを提供する例として挙げた、イギリスとスペインにおける地域レベルでの2言語平等使用が念頭にある。通常、少数言語に対して何らの考慮も対策もない多言語社会、すなわち同化することに普遍性を見出している社会においては、必然的に少数言語話者の優勢(主要)言語への「言語シフト」が発生する。たとえば、フランス語の普遍性に絶対の重きを置くフランスなどでは、「移民は1世の間に可能な限り差異を縮めようという志向を持っている」(ザラト2007:119)といわれるほどに、その苛烈さが窺える。しかし、イギリスとスペインにおける2言語平等使用の政策は、原(同前)によれば、フィッシュマンのいう「逆行的言語シフト」によって、双方の言語が日常的使用を取り戻す、換言すれば、<より自覚的な複言語能力>を意識化させることに成功している、とされる。ならば、CEFRによって、その他の多言語社会はいうに及ばず、実際には多言語社会ではない国においても、あるいは「屋根のない」言語共同体においても、いわば「垂」逆行的言語シフトの効果が期待できるのではないだろうか。2) においては、一方の言語に与えられた「威信」の高低に関わらず、両方の日常的な言語使用能力は高いのであるから、やはり「垂」逆行的言語シフトの効果の度合いは、1)よりは相対的に高いはずである。3) については、複言語主義によって、二次的バイリンガルが多く産出されることによって、バイリンガルに対して抱かれている誤解(マツモト2001:184)⁹¹が解消され、社会資産としての複言語能力が拡充されるという期待を抱かせる。

CEFRの公共性と公益は、上記の限られた事例や観測のみからでも、往々多言語間で競合しがちな相関を継起しないための具体策によって、次第に広域に浸透し共有されつつあるといえる。排除すべきは、限られた言語への特権の付与であり、それ自体がCEFRの公共性と公益の原点であるので、その基本理念は、CEの名の下では最強の排除不能性を保障されているといつてよいだろう。

⁹¹ 「個人が2つの性格を示すこと(2言語・2文化併用)を精神病とする通念や、第二言語による受け答えの遅れなどから話者の認知能力が低いと思われること。」

2.2.2 日本語教育の公共性と公益、そして国際公益 —CEFR との相関—

本項では、前項での CEFR の検証を踏まえ、日本語教育が学ぶべきことがあるのか、同様に公共性や公益という観点から考察することとする。それは、当然現在の日本語教育が抱えている問題や、また喪失してしまったものや、遺失しているものを浮かび上がらせることでもある。そもそも公共性という概念と日本語教育とは、どう結びついているのだろうか。むろん、国際交流基金が政府事業⁹²として海外での日本語教育支援を行う場合、その事務方および現場の当事者には、それが「公共的」とあるという意識はある。しかし、実際には、公共的という概念や表現で日本語教育が語られることはほとんどない。通常は、「国際的事業」あるいは「二国間事業」などとして表現される。意識的に「公共」という2文字が口に上り、手で書かれるのは、国内に向けて＜税金の使われ方に関する説明責任＞を果たす場合のみくらいだろう。道路・港湾、治山治水、電気・水道などに関する事業を「公共事業」といい、とりわけ電気・水道代などが「公共料金」といわれるように、日本における公共の概念は、概ね「官」から「民」に向けられたものという捉えられ方が、今日もなお一般的である。公共性という語義（定義）については、齋藤（2000：1）が「それは、鉄道、道路、発電所、港湾などの建設を推し進めようとする政府が、「公共事業」に異議申し立てを唱える人びとを説き伏せるための言葉、あるいは、生命・生活の破壊を訴える権利主張を「公共の福祉」の名の下に退け、人びとに「受忍」を強いる裁判官の言葉だった」とする指摘は、それを端的に表している。ただし、齋藤は言を継いで、90年代に入ってその認識にも変化が訪れたことを説明している。すなわち、依然として公共性が政府の恣意により左右され、時にその怠慢や未必の故意によって引き起こされたと疑わせる自然や生活をめぐるさまざまな環境破壊・被害に対する市民運動の盛り上がりや、その端緒とした。市民の側における新しい公共性観の目覚めともいえ、いわば既述の市民的公共性が、1つの明確な形を成してきたということにはほかならない。とはいえ、この場合の公共性も、まだ官民の間における「相互保障」という色彩が濃く、相互の「連帯責任」というレベルや、建設的・創造的な「価値観の共有」という意味合いを見出すことは、ほとんどないといって過言ではない。近年、エコロジー論を中心に各方面に浸透しつつある「持続可能性」という観点に公共性との接点を認めるとしても、保全のための「抑制」というニュアンスがかち過ぎるためか、広く共感を得るレベルにまで達していないのが、実情である。しかし、実際には、複数性や共約性と不即不離である公共性においては、ある程度の自己抑制や相互抑制は必然的に避けられない。共同体内においてこのような現状があれば、国際間における複数性や共約性は、せいぜい「国際性」という曖昧な概念で括られ、「国際的な公共性」という概念にまでは至らないのである。それは、たとえば基金自身でさえ、海

⁹² 政府自身による実施ではないが、政府による出資金（基金）とその運用益、および年度毎の交付金によって実施される基金事業は、政府事業と同等であるといえる。特殊法人時代（1972-2003）と比較すれば、独立行政法人化以降は、事業目標の設定とその計画立案に対する政府の関与は、「中期目標・中期計画」の義務化に見るように、むしろ強化されている。

外での日本語教育に対する公金の支出が公共性を帯びているためである、という表明をしてこなかったことから窺える。まして、国内で急増する外国人に対する日本語教育が公共性を帯びているという認識も、また同様である。後者については、第1章でもその一端を述べたが、特定の「集住都市」⁹³が行う在留外国人に対する補助的な行政サービス（例：「言語サービス」）に止まっているように、いまだ市民的公共性として全国的に認知されるレベルまでには達していない。たとえば、「外国人集住都市会義」を提唱し、自ら外国人向け行政サービスを積極的に推し進めていた首長が、反推進派の候補に席を譲ることになった例⁹⁴は、この問題がまだ市民的公共性の列には加えられていない、むしろ歓迎されていないことを物語っている。公共事業として実施されて然るべき外国人子女に対する日本語教育ですら、文部科学省の現行の対策は、受益者（在留外国人）側の任意としており、自ら進んで政策（義務）化するような意図は有していないようである。これらは、いずれも公共性が外国人との共有を前提するものではないといわんばかりの、公共性に必須の排除不能性と真っ向から衝突するような実態である。言い換えれば、公共性が認められるのは、「同化」の場合のみなのだろう。実際、市民的公共性、さらには社会的課題、すなわち公共圏における課題という認識から自覚的にこの問題に関わっている主体の多くは、地域の国際交流協会やNPO・NGOなどの市民グループであり、官公庁による取組みをはるかに凌いでいる。やはり同じことは、EPA（経済連携協定）によるインドネシアおよびフィリピンからの看護師・介護福祉士候補の受入れにも見られる。日本語未習者に対して、わずか3～4年のうちに、補助的就労をしつつ、日本の国家試験に合格せよとするのは、不合理である。その最大の理由は、日本人にさえ難関である国家試験を、同一の言語条件で受験することを課していることにほかならない。これでは、いずれまた期限付きの「デカセギ」⁹⁵に墮するのとは自明のことであり、医療看護・介護界の窮状を救うという国内での公共性も、外国人労働者に経済的メリットをもたらしつつ、その専門技量を借りるという国際相互扶助、すなわち国際公共性の顕現も期待できない。文字どおり「経済連携」の名の下に行われているものであって、国際間の社会・文化的な連携などという公共性とは無関係だとするのならば、日本語の習得を強制する矛盾は早々に解消すべきである。このままでは、相互不信すら招きかねず、あたら国際公共性の芽を摘みかねない。

事ほど左様に、いわば「言語という公器」の公共性・国際公共性に関する日本での認知度は高いとはいえない。内なる国際化で刻々と高まる＜国内における日本語教育の公共性＞と、一方海外で年々広まる＜外国語としての日本語の公共性＞に関して、はたしてCEFRが到達した域に近づけるのか、それとも原理主義的に、あるいはナショナリスティックにその必要性を認めないのか。鈴木（1995）が発した命題「日本語は国際語になりうるか」

⁹³ 第1章2.2 参照。

⁹⁴ 2007年6月の統一地方選挙で、唯一現職市長が落選した政令指定都市・浜松市の例。

⁹⁵ 第1章2.2 参照。

を主な検証器として、以下考察してみよう。鈴木と言説には、公共性の類の字句が一切見当たらないので、逆にその理由を推察することによって、日本語と国際語という結びつきの蓋然性、または必然性が明らかになると思う。

鈴木（2005：147）は、戦力の有無にかかわらず、経済技術大国の日本が「国民の生命財産」を守るためには強い言語・情報力が不可欠（優先）であり、国家としての対外言語・情報政策を確立すべきだと強調した。その論点は、一言でいえば国益であり、けっして民意や他者との関係を踏まえた公益でも、他国と共有する国際公益でもない。ただし、鈴木がこの国益論が、＜国語としての日本語＞を海外に拡張しようとした時期のそれと同一でないことは、あらかじめ弁護しておくべきだろう。なぜならば、その問題意識の背景には、次のように明確な国際情勢の把握が見られるからである。「国家を以って国際社会の構成単位とする」という考え方、というかその有効性が、実は色々な点で世界の実際のあり方と、どんどんズレ始めていることをもっと重視すべきなのである」（前掲書：148）と。これは、2.1.1でも述べた「クモの巣」の比喻のように、明らかにグローバリゼーションの潮流の中での脱国家、超国家的流動性を意識していることを表している。弁護の直後であるが、これは矛盾ではないのか。つまり、その流動性が一層増幅されれば、そもそも国益は誰に向けられるものなのか、という疑問が出てくるからである。それは、グローバリゼーションが、文字どおりの国家解体を生起するのではなく、形骸化した国境を越えて超国家的連携を日常化すること、すなわち公共圏の国際的展開とその国際公益の保全が、それぞれの国の国益とほぼ同義になる、という価値観の転換を必然とすると考えれば、実は氷解する。言い換えれば、各国の公共圏と世界の公共圏が、いまや限りなく接近し、その融合がもはや蓋然性ではなく、必然性になりつつあるということではないだろうか。しかし、その融合も、良かれ悪しかれ、ある種の「熱」を生じる。その熱源は、疑いなく、相互に公益を求めつつも、しかし競合や排除が避けられない、「在来」と「外来」の間におけるエスニック・アイデンティティやナショナル・アイデンティティとの摩擦にあらう。それを未然に防ぐためにこそ、予め異文化理解教育や異言語間コミュニケーション教育に公共性の装備が必要となるのであり、CEFRが試行錯誤を経て1つの国際公共政策として登場した所以でもある。

しかし、そのCEFRも万全ではない。すなわち、それ自体が域内の安全保障を実現するのではなく、国家横断的に安全保障が裏打ちされている環境においてのみ機能するものだからである。いわば調整弁の1つではありえても、それ自体が安全保障の本源にはなりえない。さらに、CEFRの影響が及ばないところは、いかな社会的・文化的統合でも、やはり政治・経済の流動性とダイナミズムは超えられず、いずれ経済的主導権を握る言語共同体の言語の使用自体が優勢になった際に、再び言語ナショナリズムが頭をもたげかねないことを、予め防げないところである。CEFRは、まだそのような状況に直面していないだけ

で、はたしてそうならば、政策としての真価が問われることになるだろう。翻って、日本が国際化するということが、国際公益を他国と共有するということが、実は日本語の使用領域が広がるという可能性と同時に、日本語がある種の危機に曝されるという蓋然性からも逃れられない。鈴木（前掲書：154）は、「人間の生き方というものは平和が正常な状態なのであり、戦争とは異常な一時的変則状態に過ぎない」と感じる歴史的文化遺伝子とでもいべきものをもつ日本人が、再びその異常に直面したときを危惧している。実際には、「平和とは他者との一触即発の緊張状態によって支えられている、つまり力の均衡を前提とする平穏無事なのである」（前掲書：155）という切迫感、確かに弱いのかも知れない。むしろ、戦争という喩えは極限の異常ではあるが、グローバリゼーションを招来し、また変容させる最強のダイナミズムが経済であるとすれば、その動静による異常や異変は、むしろ日常的ですらある。古くから頻りに民族間のせめぎ合いを経験してきたユーラシア大陸の人々の心の中に「ゼノフォビア」という本能的感覚があるのとは異なり、日本人にはその危機意識が乏しい、と鈴木はいう。（前掲書：159）その1つの顕れとして、「アメリカの外国語学習の特徴は他者攻撃、折伏制御であり、中国のそれは自己顕示、自己宣伝であって、これに対し日本の外国語学習の顕著な特徴は自己改造⁹⁶、社会改革である」ことを指摘した。（前掲書：157）すなわち、アメリカや中国の外国語学習は常に外向きである、逆説的にいえば、それぞれの自国語の海外普及についても同様である、という主張なのだろう。一方、外国語に対して内向きである日本人は、当然のように海外の日本語教育についても主体的ではないということであり、その論法によれば、国内外を問わず、外国人に対する日本語教育に公共性があるなどという発想も確信も生まれえない、ということである。逆に、日本人は日本語をあたかも天然自然の一部のように感じ、国が絶対に無くならないという確信とも相まって、日本語も無くならないという「不沈戦艦幻想」を抱いている、と糾弾している。（前掲書：166-165⁹⁷）そのような確信を補強したのが、おそらく高度経済成長と、グローバリゼーションの「必然と幸運の連鎖」（嘉数 2005：37）の結果、いまや世界で年間300万人にもなんなんとする日本語学習者を数える（国際交流基金2006年調査）という現象なのだろう。しかし、新たな地域紛争や地球環境破壊など、次第に顕著になるグローバリゼーションと政治・経済とのアンバランスやジレンマが、国境を越えて「負」の連鎖反応を拡大するのではないかと危惧される中、もはや受動的な幸運（現象）ばかりは望めない。むしろ、現状の日本語教育の広がり、日本に対する国際社会からの信任状と自覚して、いま何が求められているのか、何ができるのか、という国際公益の視点から日本語教育政策を改めて構築しなければならない好機と捉えるべきであろう。鈴木の命題

⁹⁶ 「日本人がこれまで外国語に期待したもの、いや今でも期待するものの第一は、いろいろと足りないところのある自分、不完全で欠点の多い自分を、高邁幽玄な宗教文献や深遠な哲学、そして格調の高い詩文などを外国語で読むことによって磨き高めること、つまり教養主義的な自己の啓発向上である。」（鈴木 2005：157）

⁹⁷ この鈴木の本が縦書き（右から左へ）になっているため、横書き（左から右へ）を基調とする論集のなかで、唯一ページ番号の通しが逆転している。

への答えは、やや国益論に偏りがあることは否めないが、グローバル時代の公共性・公益と国益とが不即不離の相関にあるという立場に立てば、鈴木（前掲書：147）の「国家としての対外言語・情報政策を確立すべきだ」という主張は、妥当であろう。その意味で、あえて「日本語は国際語になりうるか」を問うならば、差異（アイデンティティ）を前提に、持続可能性のある連帯（ユニバーサリティ）を模索する「CEFRの公共性」にこそ学ぶべきである、というのが筆者自身の答えである。鈴木（前掲書：167）は、「言語というものは、対外関係では武力に等しい力をもつ防衛手段である」という。さらにまた、「言葉をとおして日本の良さ誇るべき点を海外に積極的に広く知らせることは、日本の国際的地位の安定的確立に役立つだけでなく、いま世界に見られる対立紛争の沈静化にも寄与できる最良の手段である」とする。筆者は、「武力」、「防衛手段」という従来の安全保障論を引用したような言説や、やや独善的な響きのある「日本の良さ誇るべき点」という言説を積極的に支持するものではないが、しかし、結果論としてそうなることを否定するものではない。むしろ、国民も政府も日本語に対する認識を改め、たとえば「日本語を国連の公用語にするよう政府は努力すべきだ」（前掲書：149）とする主張には、積極的に賛同する。ただし、それは政治的な意味合いからではなく、国際公益の構築や維持・拡充に積極的に参画するという意味からである。そこで使われる日本語の姿は、同じく国連の議場やロビーで聞かれるくさまざまな形の英語やフランス語＞などのように、「多様なもの」でよいと思う。

3. 「言語政策」から「言語管理」へという公共性

住民運動などに象徴される市民的公共性への気づきが増しつつあるとはいえ、日本で公共性が問われる時、その主体は依然として「官」であり、「民」はその対象であることが多い。官僚自身がそう自覚し、また国民もたいていの場合それを受け入れている。そうであれば、まして国際公益や国際的公共性と大衆の生活とが日常的に関連しているなどという意識は、まず生まれないと思う。日本にその名にふさわしいものがあるのか、という根源的な問題は一旦置くとしても、言語政策についても、同じことがいえる。国語に関する政策を見るだけでもよい。用語法にしても、漢字の削除・加入にしても、「送り」にしても、そしてカタカナ語や新造語にしても、いずれも使用者（大衆）がそれに直接関与することはなく、専門家らが検討した「成果」が提供されているというのが実態である。ただし、在留外国人に対する日本語教育については、逆に国はほとんど主体的に策を講じず、現場からの声や対策を拾い上げ、部分的または緊急避難的な対応をしているに過ぎない。既出のインドネシア、フィリピンからの看護師・介護福祉士候補の受入れに際しての日本語教育も、協定締結と初期費用（予算）の措置以外は対応に大差はなく、ほとんどが現場任せ、本人任せという非公共的、非国際的な態度を貫いている。一方、英語教育については、積年の「願望」であった初等教育課程への導入⁹⁸が、歴とした政策として立案された。日本

⁹⁸ 2011年（平成23年）度から全国の小学校で「外国語活動」として導入されるが、事実上英語教育である。2009年（平成21年）度から、一部で先行試行が始まっている。

にその名にふわさしい言語政策があるのかという先の問題提起は、この現状から発したものである。早期英語教育の必要性が、国内的文脈からというよりも、国際的文脈で議論された一大社会・教育政策であるにも関わらず、在留外国人に対する日本語教育はおろか、国語ですら、不連続でしかも断片的な「対策」で済まされてしまうのは、なぜなのか。筆者はけっして国粹的な国語推進論にも、また早期英語教育反対論にも与しないが、この現状は受け入れ難い。日本がグローバル化・多言語化する国際社会に積極的に参画しようとするならば、いや現実的には参画せざるをえない状況では、日本の言語政策は、躊躇せず、日本語教育と外国語教育との国際的文脈による相関を認識し、相互補完的な制度・方法論を確立すべきである。なおこの際、国語教育も国際的文脈から自ら距離を置くような退行的な政策を講じてはならないのは、いうまでもない。国語も生きた言語である限り、あたかも有形文化財を保全するかのような対策を講じれば、いずれ言語としての機能を阻害することになるからである。同じ「財」という観点からならば、第4章で詳述する「社会資産」としての国語の再構築を検討すればよい。それこそ、序章で述べた国語教育界と日本語教育界の関係不全による「日本語の分断」あるいは「日本語の冷戦構造」の生起を未然に防ぐ有効な一法となろう。

3.1 言語政策論的アプローチ

一般に言語政策には、「均一性と多様性という背反する指向性をもったベクトルが存在する」（国際交流基金 2009：4）といわれるように、2つの流れがある。1つは、＜国語としての日本語＞の徹底や、＜公用語あるいは国際語としての英語＞の圧倒的承認のように、いずれも「人々の視線を1つの言語に収斂させようとする言語（教育）政策」（同前）が、それに当たる。もう1つは、オーストラリアのNPLや、ヨーロッパのCEFRのような多言語・多文化主義による政策である。とりわけ、均一性を前提とする言語政策によって立案される言語計画は、それが「官」によって作られるため、その公共性は自ずと閉じられたものとなる傾向は否めない。一方、英語の圧倒的承認の場合でも、それが非英語国においてではあっても、やはり英語により発想し発信する人々の情報や価値観・文化観に結果的に収斂されたり、影響を受けたりする可能性は濃厚である。反語的であるが、多言語主義を掲げるシンガポールにその典型が見られる。同国には、民族的な言語共同体という観点からすれば、中国語⁹⁹、タミル語、マレー語の3つの「小」言語共同体が挙げられ、公式にはマレー語が「国語」とされている。しかし、社会総体としては英語を公用語とする「大」言語共同体を構成し、事実上それが言語をめぐる唯一明確な共通性（公共性）であるといつて過言ではない。いわば、ここでも複言語能力が前提とされているのだが、CEFRと異なるところは、英語という唯一の「中心言語」があるという点である。しかも、各言語間に相互参照を可能にする枠組み（標準）を必要とせず、疑う余地のない「完成され

⁹⁹ 北京官話を標準とするが、民族的には広東語、福建語（閩南語）、客家語が挙げられる。すなわち、シンガポールの華人社会（中国語共同体）は、二重の多言語社会である。

た英語能力」¹⁰⁰を身につけることが所与のこととされている。それが可能なのは、シンガポールという国における公共性の中に、英語使用が予め組み込まれているからであるといえよう。各小言語共同体においても、世代を重ねるごとに英語への「シフト」が進み、学校の教育言語も英語であるので、リテラシーは確実に英語に偏り始めているといわれる。だとすれば、人々の情報や価値観・文化観も自ずと英語のそれに収斂されていくのは必然的に思える。言い換えれば、言語帝国主義にとって最も重要なものは、均一性のベクトルをもつ言語計画の存在なのである。では対照的に、多言語主義を掲げる国の言語政策が、確実に多様性を唯一のベクトルとしていると断言できるのだろうか。オーストラリアの例を見れば、答えは明らかである。1987年に導入されたNPLは、言語的多様性に公共性を認めた多言語政策には違いないが、実は同時に「英語の国語化」という均一性にも公共性を付与していた。(嘉数 2002: 183) いわば、NPLは「ダブル・スタンダード」の多言語政策¹⁰¹なのである。その中核的プログラムであるLOTE (Languages Other Than English) が、その名の通り、英語を別格に、すなわち事実上の国語に位置づけていることを公言している。しかし、筆者はそれに異議を唱えるものではない。なぜならば、人種差別主義にはほかならない「白豪主義」¹⁰²を70年余もの間布いてきた国が、あらゆる種類の言語を持ち込むあらゆる民族や出自の人々との共生を保障した最も具体的な政策が、NPLにほかならないからである。ベクトルの向きの如何を問わず、言語政策とその計画立案によって、当然のようにその言語共同体における公共性自体も左右されかねない。グローバル化する世界では、ほとんどの国が言語に関して何らかの社会的影響を受けるのであるから、これからの言語政策・計画のベクトルの向きは、国際的な視野での公共性を起点として定められるべきではないか、と考える。従来の「地位計画」(status planning)あるいは「本体計画」(corpus planning)による言語計画は、政府による国内の言語状況の表層的な現状分析からの介入や調整に過ぎず、国際的言語動態との連関は必ずしも考慮されていなかったのである。

3.2 言語管理論的アプローチ

そのような従来の言語計画(政策)について、木村(2005: 4)は、「いわば、言語が「あるがまま」の自然な言語態度にまかされるべきではないと判断されたとき、人為的に行わ

¹⁰⁰ 実際には、それぞれの母語干渉を受けた「シングリッシュ」(Singlish)があり、学校教育には矯正プログラムが用意されている。RPあるいはStandard Englishがその際のモデルになるのであろうか。「所与」の英語という規定は、国際語化すればするほど困難になる。

¹⁰¹ カナダの「二言語多文化主義」は公然と英語とフランス語を主要語としている。かつて、「移民の望ましきは、ロンドン(イギリス)からの生物学的、文化的距離によって測られた」(木村1997: 61)のであるから、現在でも英語とフランス語との距離をどう縮められるかは、移民にとって大きな問題であり、バイリンガル教育やイマージョン教育が発達した所以でもある。

¹⁰² 1901年のオーストラリア連邦樹立と同時に施行された「移民制限法」の通称である。1972年、移民政策の方針転換に伴い廃止された。

れるのが言語計画ということになる」とし、「自然」と「人為」の相関に注目した。言語態度に表れる言語変化（究極には「言語消滅」）が自然に発生するもの、またその現象のみが言語政策の対象となるという前提が「官」には、時には研究者の視点にも、根強いからである。カルヴェ（2000：61）が指摘するように、あらゆる言語共同体では、言語の「創案」、「新機能の付与」などによる言語形態への影響など、言語変化はむしろ人為的なもの（実践）のほうが強く、そして短期間に表れる。通常言語活動のみならず、少数言語のそれに関しても同様の視点が見られ、言語計画がやはり官の権力の介入（「人為」による「自然」の調整）という特徴をもつ一端を示している。「より強力な権力作用が無徴のものとして自然化されている反面、それに抗う、相対的に弱い権力作用が有徴化され、「人為」として特定される」（木村 2005：5）という指摘は、いわば官と民との関係そのものである。つまり、言語計画の対象とされる話者の言語態度は、常に権力のある側の一定方向からの観察によって抽出されたものが所与の前提とされていることを物語っている。しかし、言語態度は言語活動そのものではなく、しかもけっして「自然」な要因からばかりではなく、さまざまな活動の巨視的な総合なのである。したがって、より精緻な言語計画を策定するためには、その言語活動を微視的に観察する必要性（「言語観」）があるとして、イエヌルドやネウストプニーによって提唱された「言語管理論」（language management）に、木村は注目した。

言語管理という響きは、「官」の介入を感じさせるが、いわゆる言語管理論の「管理」は、「健康管理」のような言語使用の「自己管理」であり、政府の「統制管理」とは異なるという趣旨を、イエヌルドやネウストプニーから引いている。（木村 2005：6）筆者は、この管理という概念から、カルヴェ（前掲書：60-62）がやはり「言語管理」という概念の構成要素として、「生体のなか」（in vivo）と「実験室のなか」（in vitro）を挙げたことを想起した。木村も同様に参照しているが、「カルヴェが用いる表現は個性的だが、言語活動の分析に導入している二分法は社会言語学のなかで目新しいものではなく、事実上、「言語政策」と「言語態度」の区別に対応している」（木村 2005：3）、と言語管理論のそれとは違っていると述べている。では、何が違うのだろうか。それを端的に言い表しているのが、「言語態度の中にもいわば微視的な言語政策が存在するととらえるのである」（前掲書：7）という一節である。すなわち、人々は日常的な言語使用で、実は各々が他者や社会との関係を見計らって（調整して）、自ら談話分析やストラテジーを駆使しているという観察であり、それ自身が「言語政策の原型をなしている」（前掲書：8）、ということになる。したがって、高みから見た言語態度の観察と分析は、そこを見逃しているということである。それが、木村が言語管理論的アプローチを重視する次のような言説を導いているのだろう。

「介入以前にありのままの言語があるという従来の見方の問題を「所与性の誤謬」と呼ぶならば、言語に注意が向けられないのが自然の言語使用であるという言語観の限界

を「無意識性の誤謬」と呼ぶことができよう。言語管理の理論は、言語活動の二分法的理解を支えるこの二つの誤謬をこえた言語観に則っていると考えられる。」（前掲書：9）

確かに言語政策を講じる側の言語観が「自然」（言語態度）と「人為」（言語政策）という巨視的な二分法に偏っていたのでは、生活者の言語使用にも窺える、いわば微視的な二分法が反映されず、策定される言語計画は、やはり純「官製」を免れない。しかし、微視的な言語活動の観察から常に現実的な言語観が導かれるか、あるいは常に話者が自覚的か、またそれらの総体が必然的に一定の形（傾向）を成して「言語政策の原型」たりうるのか、という点において、筆者は言語管理論に対する全面的賛同を保留せざるをえない。必ずしも言語管理論によらずとも、たとえば、カルヴェのいう“in vivo”と“in vitro”の精緻化と横断性とでも、とりわけ“in vivo”への注力で官製の色を弱めることは可能ではないか、と考えるからである。そもそも、政策自体が官の手を離れることはなく、かつ効率性と経済性、そのうえに強制力を感じさせない実効性を具備させるための抽象の過程では、捨象されるものが多いので、はたして言語管理論がどこまで有効か、定かではない。従来の言語政策論的アプローチにしろ、新たな言語管理論的アプローチにしろ、官を説得して、言語政策・言語計画が公共性を体現しているものとするために、最大の責務と課題を担っているのは、そのメカニズムを知る学究・研究者なのではないだろうか。木村（前掲書：9）が「（言語政策の）問題は、人間がどの程度まで介入できるかではない。人間はすでにたえず言語に介入しているのである。問題は、誰が何をめざしてどのように介入するかである」とするのは至言である。〔（ ）は筆者〕その観点からであれば、筆者は巨視観と微視観の相互調整による均衡の実現について、より期待がもてる言語管理論に全面的に賛同し、むしろ師事したい。

グローバル時代の公共性についても、この木村の言語管理論をアナロジーとして援用することができるのではないだろうか。すなわち、公共性が所与のものであるとするのは「所与性の誤謬」であり、一方公共性が自ずと形成されるという考えは「無意識性の誤謬」である、として何ら違和感がないからである。さらにいえば、言語活動に当たるのは市民的公共性の動静にはかならないと思う。従来、言語政策はそれぞれの国が自らの社会状況の文脈で言語動態を踏まえて、立案または整備されてきた。その社会に変化をもたらすものの多くが内発的なダイナミズムであったのは、すでに過去のことといてよい。もはや、外発的なダイナミズムが直接的な影響を及ぼすということが、グローバル時代には不可避の、いわば所与の現象となっている。したがって、公共性の及ぶ対象と範囲も、国内には止まらず、時に国境を越えて共有しなければならぬこともある。公益は、いまや国際公益と同義であるといいてよい。環境破壊に象徴される「公害」が地球規模で広がった事実が、その逆説的証明となろう。反グローバリゼーションもまた、同様の理由による。持続可能性という概念の浸透よりも、相変わらずグローバル化の動きの方がはるかに速く、しかも

広範囲に及んで、引き返すのもままならない状況がある。とはいえ、生存のためには、さまざまな手を打たなければならない。相互依存が加速するなら、相互理解の必要性もますます高まる。理念だけではない具体策が必要である。しかも、ヒエラルキーを超えて、誰にも開かれた具体策でなければならない。その1つが、ほかでもない、言語政策であり、言語計画である。しかも、均一性と多様性という相克を超えなければならない使命を帯びている。グローバル時代の言語教育の公共性とは、そのような姿なのである。

4. 再び「日本語は国際語になりうるか」

日本語は決して少数言語ではないが、国際語としての機能や地位からすれば、相対的には「マイナー」である。しかし、「メジャー」の英語との競争ではなく、2言語使用あるいは多言語使用の枠組みに日本語が組み込まれれば、または組み込まれるような方策を自ら講じれば、既述の原（2007：115）の指摘のように、日本語の国際使用における「逆行的言語シフト」は可能だ、という立論も成り立つ。

ザラト（2007：136）は、「ヨーロッパの経験したことはどのような点で、日本語教育分野の考察に貢献できるだろうか。この問いに答えるためには、政治的レベルと科学的レベルとの入り組んだ関わりを明らかにしておく必要がある。簡単に言うことができるのは、ヨーロッパと日本の文脈は明らかに大きく異なるけれども、科学的手続きを踏まえたモデルは国際的に通用するはずだということである」と、日本語教育の側からの積極的なアプローチを奨励してくれている。

齋藤（2000：iii-iv）がアーレント（アレント）による一節（「椅子は空いたままだが席はもうけてある」*(The chair remains vacant, but the place is set.)*）を引いて、「もうけられている「席」とは、あなたの自由のための「場所」のことである。公共空間は、あらゆる人びとの「席」＝「場所」がもうけられている空間である」とする一節自体を、グローバル時代の言語教育、そして日本語教育の公共性に当てはめてみて、この章を閉じることとする。